

---

プロジェクト 持分法

項目 2026 年 3 月開催 会計基準アドバイザー・フォーラム  
(ASAF) への対応

---

## I. 本資料の目的

1. 国際会計基準審議会（IASB）は、2024 年 9 月に公開草案「持分法会計－IAS 第 28 号『関連会社及び共同支配企業に対する投資』（202X 年改訂）」（コメント期限：2025 年 1 月 20 日）（以下「ED」という。）を公表し、現在は ED の提案に対するフィードバックを踏まえた再審議を進めている。
2. 2026 年 3 月 30 日から 3 月 31 日にかけて開催予定の会計基準アドバイザー・フォーラム（ASAF）会議では次の項目について質問される予定である。
  - (1) 関連会社<sup>1</sup>との取引－追加の作業から得たフィードバック－アジェンダ・ペーパー（AP）2 及び 2A
3. 本資料は、2026 年 3 月の ASAF 会議の AP の内容についてご紹介し、ASAF メンバーへの質問に対する ASBJ 事務局の分析及び気付事項並びに発言案についてご審議いただくことを目的としている。本資料の構成は次のとおりである。
  - (1) ASAF メンバーへの質問－AP2
  - (2) ED の提案及び IASB が実施した追加の作業－AP2A
  - (3) ED の提案に対するフィードバック－AP2A
  - (4) ASBJ 事務局の分析及び気付事項
  - (5) 質問に対する ASBJ 事務局の発言案

---

<sup>1</sup> 本資料では単純化のため、主に関連会社に対する投資に言及している。ED の提案は、共同支配企業に対する投資についても適用されることが提案されているため、「投資者」、「関連会社」、「重要な影響力」への言及は、共同支配企業への投資に関連して、「共同支配投資者」、「共同支配企業」、「共同支配」への言及としても読み替えられるものとする。

## II. ASAF メンバーへの質問—AP2

4. 2026年3月のASAF会議では、関連会社との取引から生じた利得及び損失に関する提案について行われた追加の作業からのフィードバック（本資料第11項から第45項参照）うち、次の2つの側面について議論し、ASAFメンバーの法域からの証拠の提供を求めることが目的とされている（AP2第1項）。
  - (1) 関連会社との取引から生じた利得及び損失に関する提案が財務諸表利用者を与える影響（本資料第14項から第24項参照）
  - (2) 連結財務諸表を作成するにあたって、IAS第28号の適用のために、投資者が関連会社から情報を入手する能力（本資料第32項から第36項参照）
5. ASAFメンバーに対する質問は次のとおりである。
  - (1) ASAFメンバーの法域から、財務諸表利用者が、連結財務諸表における当期のグループ営業損益ではなく、当報告期間の親会社の株主に帰属する純損益に焦点を当てている証拠はあるか(セグメント業績の開示及び他の任意の開示が親会社の株主に帰属する純損益を使用している場合を含む。)
  - (2) IFRS第12号「他の企業への関与の開示」（以下「IFRS第12号」という。）は、共同支配企業又は関連会社に関して表示した要約情報と財政状態計算書における当該投資の帳簿価額との調整表を提供することを企業に要求している。ASAFメンバーの法域に関して、次の質問に回答されたい。
    - ① この調整表の一部として、企業は制限された利得及び損失に関する情報を開示しているか。
    - ② 制限された利得又は損失に関する情報が開示される場合、財務諸表利用者はこの情報をどのように利用するか。
    - ③ 制限された利得又は損失に関する情報が開示されない場合、その情報は財務諸表利用者にとって有用となると考えるか。
  - (3) 関連会社及び共同支配企業との取引に係る利得及び損失を制限するにあたり（IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」（以下「IAS第28号」という。）を適用する際）、持分法投資からの収益（income）を修正している企業もあれば、損益計算書の科目（収益（revenue）及び売上原価など）を修正している企業もあると理解している。ASAFメンバーの法域において一般的な実務は何か(もしあれば)。

- (4) ASAF メンバーの法域の投資者は、共同支配企業又は関連会社から IAS 第 28 号の要求事項に準拠するための情報を入手することに困難を感じているか。その場合、当該情報にアクセスする際の課題は何か。

### **III. ED の提案及び IASB が実施した追加の作業—AP2A**

6. ED では、関連会社との取引について、投資者は関連会社とのすべての「アップストリーム」及び「ダウンストリーム」の取引（子会社に対する支配の喪失を伴う取引を含む）から生じた利得及び損失の全額を認識することが提案されている（以下「本提案」という。）。IASB は、2025 年 10 月のボード会議より、本提案に対するフィードバックの検討を開始した（AP2A 第 1 項）。
7. 本提案に対し、コメントを提出した回答者の大多数は同意したとされている。しかしながら、アジア・オセアニアの少数の回答者（ほとんどが日本及び中国の回答者）が本提案に反対したとされている（AP2A 第 2 項）。
8. 本提案に反対した回答者（ほとんどが日本及び中国の回答者）は次のように述べたとされている（AP2A 第 5 項）。
- (1) IAS 第 28 号第 28 項の要求事項に対する変更の提案は、持分法の根本的な見直しを行うことなく適用上の疑問点に回答するというプロジェクトの目的と整合していない。
  - (2) IAS 第 28 号第 28 項の要求事項は、持分法が一行連結の方法であるという見解と整合している。
  - (3) 本提案は、利益操作又はストラクチャリングの機会につながる可能性がある。
9. IASB は本提案に反対した者（すなわち、中国及び日本の利害関係者）の懸念を理解し、これらの懸念を他の利害関係者と議論するために、2025 年 10 月の IASB ボード会議以降、次の追加の作業を実施したとしている（AP2A 第 6 項及び第 7 項）。
- (1) 日本の利害関係者（作成者、会計事務所及び利用者）と面談を行った。
  - (2) 中国会計準則委員会が主催した会議において、作成者及び利用者を含む中国の利害関係者と面談を行った。
  - (3) 本提案に反対した者の懸念を、ビジネスヨーロッパのメンバーである作成者と議論を行った。

- (4) 規制当局と面談を行った。
  - (5) 本提案に対するフィードバックについて、資本市場諮問委員会（CMAC）及び世界作成者フォーラム（GPF）と議論し、追加の開示（アップストリーム取引又は取引価格の設定及び根拠について）が前進するための方策になり得るかどうかについても議論を行った。
10. 本提案に反対した者の懸念を理解するため、IASB ボードメンバー及びスタッフは次のことを行ったとしている（AP2A 第8項）。
- (1) 中国の会議参加者から口頭でのフィードバック及び書面でのコメントを得た。
  - (2) 議論をサポートするため、日本の会議参加者の作成者から口頭でのフィードバック及び書面でのコメントを得た。
  - (3) 日本の作成者から提起された懸念の一部について明確化を求めた（財務諸表利用者が業績を理解するために、作成者が連結グループの業績をどのように伝達しているかを尋ねることを含む）。

## **IV. ED の提案に対するフィードバック—AP2A**

### **（全般的なメッセージ）**

11. 日本及び中国の会議参加者のすべてのグループは、本提案に強く反対したとされており、主な懸念として次の事項を挙げたとされている（AP2A 第13項）。
- (1) 関連会社との取引から生じた利得及び損失を全額認識することは、純損益の著しい歪みを招き、投資者のビジネスモデルとより整合しない表示をもたらすこととなる。
  - (2) 関連会社との取引から生じた利得及び損失を全額認識することは、投資者がその所有持分に基づいて投資先の財務業績の持分を認識するという持分法の基本的な原則と整合していない。これらの利得及び損失も、投資者の持分の範囲内でのみ認識されるべきである。
  - (3) IASB は、持分法の根本的な見直しを行うことなく、このような根本的な変更を導入すべきではない。関連会社への事業の売却は比較的稀であるため、IAS 第28号と IFRS 第10号「連結財務諸表」（以下「IFRS 第10号」という。）と

の間の不整合は、このような根本的な変更の必要性を正当化するものではない。

12. 一方で、日本及び中国の会議参加者の懸念について一部の欧州の作成者と議論してもなお、これらの欧州の作成者は依然として本提案を支持したとされており、これらの欧州の作成者は、引き続き本提案の IASB の費用対効果の評価に同意しているとされている (AP2A 第 14 項)。
13. また、一部の規制当局を含む一部の会議参加者は、利益操作の機会に関する懸念を表明したとされている (AP2A 第 15 項)。

### **(本提案が財務諸表で報告される情報に与える影響)**

#### **日本及び中国における関連会社の利用**

14. 中国及び日本の会議参加者は、これらの法域では関連会社への投資が普及しており、企業がどのように事業を運営しているかという重要な特徴となっていることを強調したとされている。IASB スタッフは、これらの会議参加者が次のとおり述べたと述べている。(AP2A 第 16 項から第 20 項)
  - (1) 中国の会議参加者は、中国の上場企業の大部分 (3,000 社以上) が持分法を適用しており、その割合は他の法域よりも大幅に大きいと考えていると述べた。また、中国の会議参加者の見解は、膨大な数の利害関係者 (作成者、規制当局及び他の利害関係者) との広範な協議を通じて形成されたものである。
  - (2) 中国の会議参加者は、中国では大企業が共同支配企業を設立したり、関連会社に投資したりすることが多く、所有持分が 50%に近いものも存在すると説明した。これらの投資先は彼らの営業に不可欠であり、実質的に企業集団の一部である。企業はこれらの投資先を支配していないものの、重要な影響力又は共同支配を有していることで、主要な営業上及び財務上の決定に参加することができるかと述べた。
  - (3) 日本の会議参加者は、日本企業は支配を獲得するために海外投資を行うが、特定の法域では外資規制が課されているため、支配を獲得することができないと説明した。それでも、日本企業は海外の投資先と密接なビジネス関係を構築し、それらの投資先の中核事業と密接に整合した方法で運営していると述べた。
  - (4) ある日本の商社 (同社は世界的に活動し、多数の連結子会社及び持分法で会

計処理される投資先を有している。)は、次のように説明した。

- ① 外資規制や各法域での現地拠点の必要性又は必要な投資額が多額となるといった理由から、共同支配企業又は関連会社を用いることが多い。
- ② 関連会社、共同支配企業及び子会社への投資は、それらの構造による区別なく管理されており、同様の事業取引及びガバナンス構造を生じさせている。したがって、投資者とすべての投資先との間の取引に対して同じ会計処理（利得及び損失を制限すること）を行うことが、より有用で比較可能な情報を提供する。

(5) ある日本の自動車会社は、共同支配企業は当該企業のビジネスモデルの重要な部分であり、特に中国における販売活動において重要であると述べた。利用者は、販売活動において子会社がより一般的である他の地域における業績と同じ方法で中国事業の業績を分析している。

15. また、利用者を含む日本の会議参加者は、関連会社が自らの事業において子会社のように投資者の製品を販売するなど、子会社と同じ役割を果たすことが多いと述べたとされている（AP2A 第 21 項）。
16. 中国及び日本における関連会社の広範な使用を考慮し、これらの会議参加者は、本提案は他の法域と比較して、中国及び日本においてより重大な影響を及ぼすとの見解を持っていたとされている（AP2A 第 23 項）。
17. 一部の会議参加者は、他の法域からの異なるフィードバックは、企業のビジネスモデルにおける関連会社の使用方法の違いによるものであるとの見解を示したとされている。当該会議参加者は、関連会社の使用が普及していない法域の回答者は本提案に同意する傾向がより強いのではないかと示唆したとされている（AP2 第 24 項）。
18. 当該会議参加者の見解では、フィードバックの分析は、法域間の異なるビジネスモデルの影響、及び関連会社を広く使用している経済圏の見解を慎重に考慮すべきであり、IASB が公開協議によるコメント・レターの数だけを見て、これが「少数派」の見解であると結論付けるのは不適切であると述べたとされる（AP2A 第 25 項）。

#### 財務諸表利用者が受けると認識されている否定的な影響

19. 中国の会議参加者は、財務諸表利用者は一般に関連会社との取引を第三者の取引

とは異なると見ていると述べたとされている。中国の会議参加者は、本提案では、関連会社との取引で認識される利得及び損失を第三者との取引で認識される利得及び損失と区別しないこととなるため、本提案は利用者が企業の収益性を正確に分析する助けにならず、利得及び損失を制限することが利害関係者の情報ニーズを満たす意思決定に有用な情報を提供することとなると述べたとされている（AP2A 第 26 項及び第 27 項）。

20. また、中国の会議参加者及びある中国の CMAC メンバーは、関連会社との取引から生じた利得及び損失は、関連する資産が第三者に譲渡された時にのみ全額実現するという見解を述べたとされている。彼らは、本提案では、未実現の利得及び損失の一部を認識することとなり、純損益を著しく歪め、財務情報の質を著しく低下させることとなるとしている。そのため、本提案により、中国の利用者は、利得及び損失を制限する効果を反映するために報告された利益を調整しなければならないとしている（AP2A 第 28 項及び第 29 項）。
21. 同様に、日本、中国及びブラジルの 3 名の GPF メンバー、並びにブラジルの規制当局は、関連会社との取引における利得又は損失は、財が第三者に移転された時にのみ完全に実現されると述べ、利得又は損失の全額認識は、取引の経済的実質を反映しないであろうと述べたとされている（AP2A 第 33 項）。
22. 日本の会議参加者は、利得又は損失を制限することは、自らのビジネスモデルにおいて子会社と同じ役割を果たすことが多い関連会社との取引の経済的実質を反映しており、この会計処理は投資者が関連会社の業績のうち自らの持分を認識するという持分法会計の自然な帰結であると述べたとされている（AP2A 第 30 項）。
23. また、日本の会議参加者である利用者は、資産が第三者に売却されるまでは利得及び損失が制限されるという仮定に基づいて、企業の連結業績を分析していることを認めたとされている（AP2A 第 31 項）。
24. 一方で、フランスの CMAC メンバーは、利得及び損失を全額認識し、その利得に関する開示を追加することに賛成であると述べたとされている。彼は、利得が一定の期間にわたって認識される場合、利用者はその情報を見逃す可能性があるとして述べたとされている（AP2A 第 32 項）。

#### **株主への業績の伝達**

25. IASB スタッフは、一部の日本の作成者が次のとおり述べたとされている（AP2A 第 34 項）。
  - (1) 日本の一部の企業グループでは、純損益のうち最大で半分が関連会社及び共同支配企業に帰属しているため、関連会社からの純損益の持分を含まない営

業利益では、財務業績を説明するには不十分である。セグメント業績を含むすべての任意開示では、親会社の所有者に帰属する純損益が使用されている。本提案は、関連会社及び共同支配企業への投資からの純損益と子会社の純損益の基礎を変更し、利用者及び経営者が監視している業績指標に実質的な影響を及ぼす。

- (2) 利用者は、期間中の親会社の所有者に帰属する純損益に焦点を当てており、当期純利益などの他の小計について質問することはほとんどない。
- (3) 利用者は、子会社に対する会計処理と持分法を適用して会計処理される投資に対する処理が比較可能であるという前提で純損益を分析している。

### 報告期間に対する影響

26. IASB ボードメンバー及びスタッフは、本提案は利得又は損失の総額には影響を与えず、その認識のタイミングにのみ影響を与えると説明したとしている（AP2A 第 35 項）。
27. 中国の会議参加者は、利得及び損失を全額認識するのは報告期間の基本的な会計原則及び慎重性<sup>2</sup>（prudence）に反すると考えていると述べたとされている。彼らは、利得及び損失の全額認識は、未実現の利得及び損失を認識し、本質的に将来の利得及び損失を当期の財務諸表に持ち込むものであり、発生主義会計から逸脱していると述べたとされている（AP2A 第 36 項）。
28. ある日本の作成者は、リストラクチャリング、遊休地・不動産・子会社の売却、又は関連会社側で有形固定資産として認識される一時的な手数料などの単発の取引は、純損益に重要な影響を及ぼす可能性があるとして述べたとされている（AP2A 第 39 項）。
29. 対照的に、ビジネスヨーロッパは概念的及び実務的に本提案を支持したとされている。ビジネスヨーロッパは、単発の取引の制限された利得及び損失の戻入を監視し認識することは、時間を要し、コストがかかると述べたとされている。本提案によれば、投資者は利得及び損失を制限するために必要な情報を収集することを要求されなくなるだろうと述べたとされている。また、場合によっては、情報の適時な入手が問題になる可能性があるとして述べたとされている（AP2A 第 40 項）。

---

<sup>2</sup> 「財務報告に関する概念フレームワーク」（以下「概念フレームワーク」という。）の 2.16 項は次のように述べている。

「慎重性とは、不確実性の状況下で判断を行う際に警戒心を働かせることである。慎重性の行使は、資産及び収益を過大表示せず、負債及び費用を過小表示しないことを意味する。同様に、慎重性の行使は、資産及び収益の過小表示や負債及び費用の過大表示を認めるものではない。」

**(利益操作)**

30. 一部の規制当局を含む一部の会議参加者は、本提案が利益操作の機会を増加させる懸念を表明したとされている。これらの参加者は次のとおり述べたとされている（AP2A 第 41 項）。
- (1) 利得及び損失の全額認識は、タイミングの差異を操作する機会を生じさせる。経営者は、有利な結果を得るために意図的に取引を早めたり遅らせたりする可能性がある。
  - (2) 利得及び損失を全額認識することにより、関連会社が IAS 第 24 号「関連当事者についての開示」（以下「IAS 第 24 号」という。）における関連当事者であったとしても、それらの取引をあたかも第三者との取引であるかのように扱うことになる。
  - (3) 投資者が投資先を支配しているかどうかの判定は、状況によっては判断を伴うことがある。本提案は、特に所有持分が 50%に近い場合に、投資先を支配していないことを証明しようとするインセンティブを生じさせる可能性がある。
31. 一部の規制当局は、関連会社取引に固有のリスクがあるため、関連当事者取引の透明性を高める必要性を強調したとされている。これらの規制当局は、取引の根拠や取引の価格設定方法など、具体的な開示要求を求めたとされている。彼らは、開示すべき情報の例示を見ることができれば役立つと述べ、作成者が最小限の情報しか開示しないことが多いという既存の開示要求の課題を強調したとされている。また、これらの規制当局は、具体的な要求事項がない状況で追加の開示を強制することは困難であると述べたとされている（AP2A 第 42 項）。

**(情報の利用可能性及び本提案の費用対効果の評価)**

32. ED の結論の根拠において、IASB は、本提案は適用するのがより単純であり、コストが少なくなると述べているとしている（AP2A 第 43 項）。
33. 中国及び日本の会議参加者は、IASB の評価に疑問を呈し、次のように述べたとされている（AP2A 第 44 項）。
- (1) 中国及び日本では、作成者は、利得及び損失を制限するために必要な情報にアクセスできる。
  - (2) 実務は確立されており、情報システムも整備されている。企業は、情報への

アクセスを確認する投資先との徹底的な協議の後にのみ関連会社への投資を行う。

- (3) 本提案は、作成者のコストを削減するかもしれないが、同時に利用者が報告された利益を調整するためのコストを増加させる可能性がある。これは総コストの増加と市場の効率性の低下につながる。
  - (4) 作成者が利得又は損失を開示することを要求されるのであれば、コスト削減にはならず、機密性の高い取引情報の開示を通じて競争力を損なう可能性もある。
  - (5) 要求事項の変更後であっても、経営者にとって内部目的のために重要であるため、投資者は情報を取得し続けることが考えられる。
34. 対照的に、ビジネスヨーロッパの会議参加者は、本提案がコストを削減することに同意し、次のように述べたとされている（AP2A 第 45 項）。
- (1) 調整された利得又は損失の追跡は、特に複雑で大規模な単発の取引においてコストがかかる。
  - (2) 情報へのアクセスは、投資者の所有割合がより低い関連会社よりも、共同支配企業の方が容易である。
  - (3) 情報は利用可能であるが、アクセスについては投資が設定される際に合意されなければならない。
  - (4) 情報の適時な入手は、特に関連会社が上場している場合に問題となる。
35. 欧州の規制当局は、取引が十分に重要であれば、投資者は共同支配企業からだけでなく、関連会社からも情報を取得できるはずであると述べたとされている。しかしながら、彼らは、上場している関連会社の秘密情報の使用に関する問題がある可能性があり、投資者が情報にアクセスできない可能性があることを認めたとされている（AP2A 第 46 項）。
36. GPF メンバーは、投資先に関する情報への投資者のアクセスは、関連会社との関係によって異なるとコメントしたとされている（AP2A 第 47 項）。

**(開示)**

37. IASB ボードメンバー及びスタッフは、もし IASB が本提案を維持する場合には、追加の開示（アップストリーム取引又は取引価格の設定及び根拠について）がプロ

ジェクトを前進するための方策になり得るかを CMAC 及び GPF と議論したとされている。当該議論の中で、次の発言があったとされている（AP2A 第 48 項から第 50 項）。

(1) CMAC メンバーは次のとおり述べたとされている。

- ① 費用対効果のバランスを考慮することが重要である。投資者は関連会社及び共同支配企業と多くの取引を行う可能性があるため、追加の開示は煩雑となる可能性がある。
- ② アップストリーム取引に関する情報については疑問が残り、その情報は作成者にとって入手可能ではないと考える。
- ③ 関連会社と共同支配企業の開示要求を区別すべきではない。利用者が適切な情報を受け取れば、彼らは利得又は損失を調整するかどうかを決定できる。

(2) ある GPF メンバーは、ダウンストリーム取引から生じる利得を開示するという提案に同意し、ダウンストリーム取引から生じる利得の開示を IFRS 第 12 号及び IAS 第 24 号の要求事項に基づいて構築することを提案したとされている。しかしながら、極少数のメンバーは同意せず、次のとおり述べたとされている。

- ① 開示要求は利益操作のリスクを軽減しない。
- ② 財務諸表利用者との議論に基づけば、財務諸表利用者は分析において投資先の基本財務諸表を利用し、投資者の財務諸表における開示は使用しないため、開示による便益は限定的である<sup>3</sup>。

### (プロジェクトの目的との整合性)

38. 日本及び中国の会議参加者は、本提案がプロジェクトのアプローチと整合していないことを懸念していたとされている。これらの参加者は、プロジェクトの目的が適用上の疑問点に回答することである一方で、本提案は持分法に対する根本的な変更であると述べたとされている（AP2A 第 51 項）。

39. 日本及び中国の会議参加者は、持分法の中心的な原則は、投資者の持分に応じて投資先の純損益を認識することであり、関連会社との取引から生じた利得又は損失の比例的な認識は、その原則と整合していると述べたとされている。また、日

---

<sup>3</sup> この見解は本資料第 19 項及び第 23 項の中国及び日本の利用者の観点と整合的であるとされている。

本、中国及びブラジルの 3 名の GPF メンバーもこの見解に同意したとされている (AP2A 第 52 項)。

40. 日本及び中国の会議参加者は、本提案が概念フレームワークにおける報告企業の定義と整合しているという IASB の説明に疑問を呈し、概念フレームワークの結論の根拠 BC0. 17 項が、IASB が概念フレームワークの改訂において意図的に持分法を除外したことを明確に述べていることを指摘したとされている (AP2A 第 53 項)。
41. また、これらの参加者は、会計基準はリスク・経済価値の視点から支配への概念へとシフトしてきたが、すべての基準が完全に整合しているわけではないことも主張したとされている。持分法を支配の概念に完全に整合させるべきかどうかという議論は、現在のプロジェクトの範囲外であり、会計上の問題に断片的に対処することは不適切であると述べたとされている (AP2A 第 54 項)。
42. これらの参加者は、IAS 第 28 号が共同支配企業にも適用されることに留意したとされている。議論は重要な影響力に焦点を当てているが、共同支配投資者は共同支配を有しているため、共同支配に対する会計処理に変更を拡大することは疑問であると述べたとされている (AP2A 第 55 項)。

#### (利害関係者から提案された代替案)

43. 中国の会議参加者は、IASB が将来のアジェンダ協議において、基準間の不整合に包括的に対処するプロジェクトを追加することを検討するように推奨したとされている。また、IASB は IAS 第 28 号と IFRS 第 10 号の間の不整合に対処するために、2014 年の修正を確定させることもできると述べたとされている。彼らは、これらの修正が中国で 10 年以上にわたって効果的に適用されており、うまく機能していることを指摘したとされている<sup>4</sup> (AP2A 第 56 項及び第 57 項)。
44. 既存の要求事項を維持することは、最も一般的な取引 (通常取引) について、米国会計基準との整合性を維持することになっている<sup>5</sup>。IASB の優先度決定フレームワークは、戦略的考慮事項の下での米国会計基準とのコンバージェンスの

---

<sup>4</sup> IASB は、2014 年に「投資者とその関連会社又は共同支配企業の間での資産の売却又は抛却」(IFRS 第 10 号及び IAS 第 28 号の修正) を公表した際に当該要求を修正したが、当該修正の発効日は無期限に延期されている。中国は IFRS 会計基準にコンバージェンスした会計基準を使用している。

<sup>5</sup> FASB ASC 323-10-35-7 項は、あたかも投資先が連結されているかのように、投資者又は投資先によって実現されるまで、企業間の利益及び損失を消去することを要求している。具体的には、投資者又は投資先に依然として残っている資産に係る企業体内部の利益又は損失は、次の取引として会計処理される投資先との取引を除き、消去されなければならない。

(a) 810-10-40-3A 項から 40-5 項に従った子会社の連結除外又は資産グループの認識の中止

(b) 810-10-45-21A 項から 45-24 項に従った所有持分の変動取引及び(c) サブトピック 610-20 に従った非金融資産の認識の中止からの資産の認識の中止

点を強調している（AP2A 第 58 項）。

45. 日本の会議参加者は、IFRS 第 10 号と IAS 第 28 号の間の不整合、及び情報へのアクセスの問題は、要求事項の変更を正当化するものではないと述べたとされている。もし、本提案の目的がコストと複雑さを削減することであるならば、IASB は何らかの実務上の簡便法を導入することを検討することは可能であり、IFRS 第 10 号と IAS 第 28 号の間の不整合は別途対処することが可能であると述べたとされている（AP2A 第 59 項）。

#### **(次のステップ)**

46. 2026 年 2 月の IASB ボード会議において、上記の本提案に対する追加の作業からのフィードバックについて議論が行われたが、IASB は何も決定を求められなかった（AP2 第 9 項）。
47. 今後の IASB ボード会議において、IASB は本提案に対するフィードバックについて議論し、どのように進めるかを決定する予定としている。IASB スタッフは、ASAF メンバーから提供された証拠を利用して、本提案に対するフィードバックを分析し、IASB に前進するための提案を行うことを支援するとしている（AP2 第 10 項）。

## **V. ASBJ 事務局の分析及び気付事項**

48. 本提案に反対した者の主な懸念は、本資料第 11 項に記載のとおり、比較的稀な取引である関連会社への子会社の売却に関する IAS 第 28 号と IFRS 第 10 号との間の不整合を修正するために、持分法の根本的な見直しを行わずに投資先の純損益に対する投資者の持分を認識するという持分法の基本的な原則と整合しない提案によって、投資者の純損益を歪める結果を招く点であると考えられる。
49. この点は、2026 年 2 月の IASB ボード会議の AP 及び 2026 年 3 月の ASAF 会議の AP において、追加の作業から得られたフィードバックの全体的なメッセージとして明記されていた。また、ASBJ は、2026 年 2 月の IASB ボード会議の開催時点で IASB のアウトリーチを受けていないが、当該全体的なメッセージは 2025 年 11 月に ASBJ が IASB に対して送付した「現在審議中の持分法会計に関するプロジェクトについて」において示した重大な懸念の内容とも整合的であると考えられる。
50. しかしながら、本資料第 4 項に記載したとおり、2026 年 3 月の ASAF 会議では、追加の作業で得られたフィードバックのうち、本提案が財務諸表利用者に与える影響（本資料第 14 項から第 24 項参照）及び IAS 第 28 号の適用のために投資者が関

連会社から情報を入手する能力（本資料第 32 項から第 36 項参照）の 2 つの側面に焦点を当てて、ASAF メンバーからのインプットを求めることが目的とされており、ASAF メンバーへの質問は、開示及び情報の利用可能性に焦点を当てた内容となっている。

51. また、本提案と持分法プロジェクトの目的との整合性（本資料第 38 項から第 42 項参照）及び利害関係者から提案された代替案（本資料第 43 項から第 45 項参照）については、本提案に反対した者の懸念の理解及び対応の検討として重要な内容であるにもかかわらず 2026 年 3 月の ASAF 会議の質問の対象となっていない。
52. IASB は、本提案に反対した者の懸念を理解し、これらの懸念を他の利害関係者と議論するために追加の作業を行ったとしているが、2026 年 3 月の ASAF 会議では、本提案に反対した者の懸念のうち最も本質的と考えられる部分、すなわち、持分法の根本的な見直しを行わないとしているにもかかわらず、持分法の基本的な原則と整合しない提案を進めることにより、投資者の純損益を歪めるという点についての理解及び対応に関する議論がなされていないことは重大な問題であると考えられる。
53. 上記を踏まえて、ASAF メンバーへの質問はいずれも本提案に反対した者の懸念とは直接関連しないと考えられる。しかしながら、質問に回答する場合には次の内容について情報を提供することが考えられる。

- (1) 質問 1：利用者が親会社の株主に帰属する純損益に焦点を当てているという証拠について

我々の法域における一部の IFRS 適用企業は、セグメント情報の開示等において持分法を用いて会計処理する投資から生じる利得又は損失を含むセグメント別の利益を開示している。当該開示は当該報告企業にとって持分法を用いて会計処理する投資から生じる利得又は損失に重要性があることを示すものであり、財務諸表利用者にとっても有用な情報であると考えられる。

ただし、このことが関連会社との取引から生じる利得及び損失の会計処理を変更する提案への対応と直接関連するものではないと考えられる。

- (2) 質問 2：IFRS 第 12 号における関連会社の要約情報と帳簿価額との調整表の開示について

重要性がある関連会社に関する要約財務情報と、当該関連会社に対する持分の帳簿価額との調整表を開示する場合に、関連会社との取引から生じる利得及び損失についても調整対象になると考えられるが、当該項目を調整表の開示において別掲するかどうかについては報告企業における重要性に依拠する

ものとする。調整表が開示されていない場合であっても、財務諸表利用者は関連会社との取引から生じる利得及び損失に係る投資者の持分は消去されている前提で分析していると考えられる。

- (3) 質問 3：関連会社との取引から生じる利得及び損失の会計処理の一般的な実務について

IAS 第 28 号第 28 項において投資者の持分の消去に係る具体的な会計処理が定められていないことから、実務において多様性がある可能性はある。我が国の会計基準では、アップストリーム取引とダウンストリーム取引についてそれぞれ会計処理が定められており、当該会計処理を IFRS 適用企業が参考に行っている実務があると考えられる。

- (4) 質問 4：関連会社からの情報の入手可能性について

我が国の実務では、通常、投資を行う時点で IFRS 会計基準の適用に必要な情報の入手についての協議が投資先との間で行われており、関連会社からの情報の入手について困難を伴わないと考えられる。しかしながら、他の法域においては情報の入手が困難な場合が生じ得ることを理解している。このような情報の入手が困難な場合に対応できるよう、本提案を持分法適用における実務上の便法として導入する余地はあると考えられる。

ただし、実務上の便法は情報の有用性を犠牲にしてコストを削減するものであるため、本来あるべき未実現利益の消去を禁止したうえで実務上の便法を強制することは不適切であるとする。

## VI. 質問に対する ASBJ 事務局の発言案

54. 2026 年 3 月の ASAF 会議の AP において示された ASAF メンバーへの質問は、本提案に対してこれまで ASBJ が発言してきた懸念への本質的な対応には関連性が乏しく、また、追加の作業から得られたフィードバックへの対応としても適切とは考えられない旨を発言することが考えられる。
55. 特に質問 1、質問 2 及び質問 3 はいずれも本提案に反対した者の懸念とは直接関連しないとされる一方で、質問 4 については法域によっては関連会社からの情報の入手が困難な場合があり得ると理解できることから、本提案を持分法適用における実務上の便法として導入することを提案する旨を発言することが考えられる。

**ディスカッション・ポイント**

ASAF 会議における質問に関する本資料の説明並びに ASBJ 事務局の気付事項及び発言案について、ご意見やご質問があれば伺いたい。

以 上

参考

### 2026年2月のIASBボード会議でIASBボードメンバーから聞かれた主な発言の概要

1. 日本と中国では、強固な経営環境と信念、グループの事業運営が関連会社及び共同支配企業における事業活動と深く結びついており、当該ビジネスモデルは単なる内部情報ではなく、内外のステークホルダーに伝達されるべきと認識している。ビジネスモデルをいかに示すかが重要であり、また、提案による変更は日本と中国の企業にとってコストが増える結果となる。選択肢のリスクを幅広く提示しつつ、それぞれの長所と短所を評価できる材料を提供してほしい。
2. 本プロジェクトは持分法の本来の性質を理由として、非常に挑戦的で困難なものである。持分法は資本市場の基本であり、日本や中国のような主要法域では膨大な数の利害関係者が関与している。さらに重要なのは IFRS とコンバージェンスした中国基準が連結財務諸表と個別財務諸表の両方に適用されており、影響が極めて広範かつ深遠であるため、当該管轄区域における経済全体への潜在的影響も考慮すべき。また、提案による変更が経済全体としてコストを削減するとは考えられない。さらに、米国会計基準とのコンバージェンスの観点からも慎重に検討すべきである。
3. 選択肢は実質的に 3 つしかない。提案を撤回するか、提案のまま最終決定するか、妥協点を見出すか。これ以上議論すべき事項は残っていないと考える。我々は前進する必要がある。
4. 中国市場における重要性に関する情報は理解しているが、我々はすべての管轄区域を考慮しなければならない。中間的な案には選択肢が含まれる可能性があるが、透明性と比較可能性の概念を損なうため、どちらかを選択できるという結論には賛成できない。もし中間的な案を検討するなら、その影響に関する賛否、報告への影響として考えられる効果を提示する必要がある。
5. 私は長い間「group」の定義及び範囲に悩んできた。関連会社及び共同支配企業がグループ外であることには同意するが、会計処理においては関係性の違いが重要である。関連会社及び共同支配企業はグループ外であるが、投資に関する論理や会計処理は第三者への投資とは異なるべきだと考える。
6. 強く主張したいのは、我々が最終段階にいるということである。すべての証拠が揃っていると確信している。我々の使命はグローバルな資本市場に奉仕することである。グローバルな視点に立ち、グローバルな観点から機能する解決策を見出す必要がある。

以上